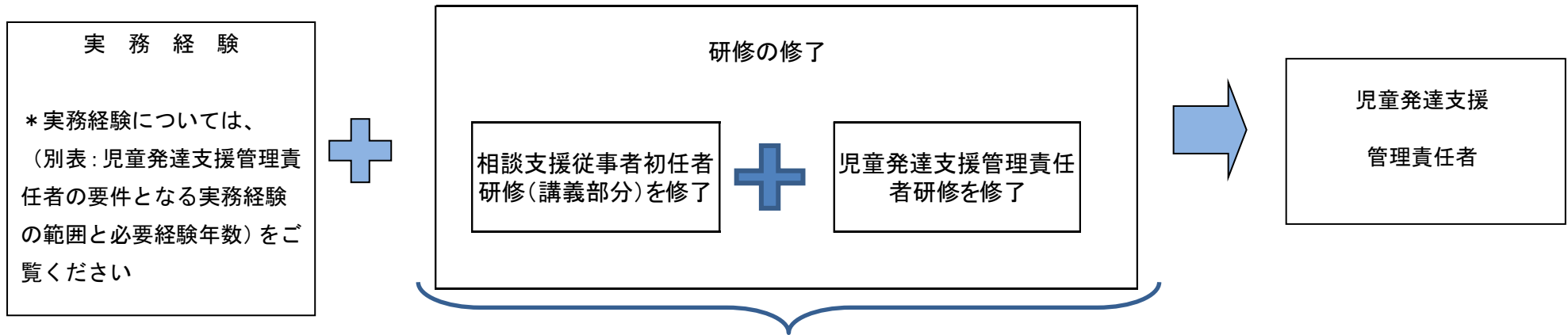


# 児童発達支援管理責任者の要件

児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める実務経験と研修の修了が必要です。



## (経過措置期間)

○新規指定事業所又は施設においては、実務経験の要件を満たすものについては、研修未修了であっても、「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」を修了することを条件として、平成31年3月31日までの間は、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる(平成31年3月31日までの経過措置)。

\*なお、過去に、「サービス管理責任者研修(児童分野)」を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

○やむを得ない事由により、児童発達支援管理責任者が欠けた事業所又は施設においては、当該事由の発生した日から起算して1年間は、実務経験の要件を満たすものについては、研修未修了であっても児童発達支援管理責任者とみなすことができる。